







養育費の算定方法・算定基準に関する諸外国の例

	日本 	米国  ※1	英国  ※2	ドイツ 	フランス 	韓国 
A: 実務上定着した算定基準の有無, 公開の有無	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準(養育費算定表)あり 裁判所ホームページで公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準(養育費算定表)あり 州ホームページで公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準あり (1)1991年子ども扶養法と(2)「養育費計算機」 政府ホームページで公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準(養育費算定表)あり (1)ドイツ民法典と(2)デュッセルドルフ算定表 裁判所ホームページで公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準(算定基準表)あり 司法省ホームページで公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準(ソウル家庭法院作成の「養育費算定基準表」)あり ソウル家庭法院ホームページで公開されている
B: 算定基準の形式・根拠, 法的拘束力の有無	<ul style="list-style-type: none"> 裁判官の共同研究の成果との位置付け(直近は2019年版) あくまで養育費算定のための目安だが, 実務で定着し活用されている 	<ul style="list-style-type: none"> B・ガイドラインの設定が連邦法によって義務付けられている 1989年Child Support Standards Act(CSSA)においてガイドラインが設定されており, 当事者は合意する場合も一定の要件の下でこれに拘束される 	<ul style="list-style-type: none"> (1)1991年子ども扶養法 (2)ホームページの「養育費計算機」は, 当事者間の自主的な取決めを促進するために養育費の金額の目安を知ることができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1)ドイツ民法 (2)民法上定められた最低限の養育費に合わせる形で作成されたものが「デュッセルドルフ算定表」。実務上の指針であるが, ドイツ全土で基準として利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 算定基準表を用いることは義務ではなく, 裁判官の決定を助けるために役立つもの。裁判官は両親の収入と子の必要性を考慮して採取的な金額を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年協議離婚の際の養育費負担調書制度の導入 ひとり親家族支援法, 養育費履行確保及び支援に関する法律 ソウル家庭法院作成のガイドライン(2017年版が最新)
C: 算定に関する法令の規定内容	<ul style="list-style-type: none"> 民法766条1項において「子の利益を最も優先して考慮」と規定するのみ 	<ul style="list-style-type: none"> C・養育費の算定を行う場合の細目(収入に対する養育費の割合, 収入の定義, 考慮すべき要素等)が定められている NY家庭裁判所法413条にガイドラインと同様の規定がある 	<ul style="list-style-type: none"> C・1991年子ども扶養法附則1条に, 養育費は, 一定の計算式によって算定されるものであり, 適用対象の子どもの養育に必要な最低限の金額とみなす旨の関連規定がある 当事者が「子の養育費サービス(CMS)への算定申立ても可能 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ民法1612a条1項「親の一方と同居していない未成年子は, 非同居親に対して最低扶養料額の中の一定のパーセンテージとして扶養料を請求することができる。」 	<ul style="list-style-type: none"> フランス民法典371-2条1項「両親の各々は, 自らの資力, 他の親の資力, さらにには子の必要に応じて, 子の養育及び教育につき分担する。」 	<ul style="list-style-type: none"> 養育費の履行確保及び支援に関する法律5条「女性家族部長官は, 子の養育費算定のための養育費ガイドラインを設け, 法院の判決, 審判などに積極的に活用することができるように努める。」
D: 算定の基本的考え方・考慮要素	<ul style="list-style-type: none"> 両親双方の収入と子の年齢, 人数を考慮して養育費額を算定 義務者の収入のうち, 仮に子が義務者と同居していた場合にその子のために費やされた金額の程度を計算し, その金額を, 権利者・義務者の収入割合で按分して算出 	<ul style="list-style-type: none"> D・所得パーセント方式: 非監護親の収入に, 子どもの人数で設定された一定の割合(1人の場合:17%)を乗じ, これに学費等の分担金を加算して決定する(9州で採用) 所得シェア方式: 1つの家庭で生活していたら得られる生活水準を, 両親が分担して支払うこととし, 複数の事項を考慮して分担割合を決定する(38州とワシントンDCで採用) 	<ul style="list-style-type: none"> D・(1)非同居親の過当たり所得に応じて, 4種類(基礎, 減額, 定額, ゼロ)の算定レートが適用される。このほかに, 所定の養育費算定とは異なるバリエーションの算定を申し立てることが可能 (2)非同居親の①所得(公的年金含む), ②受給する諸手当, ③非同居親の家で子どもが泊まる日数の確認が必要とされる。 当事者間による自主的取決め, CMSによる法的取決め, 「養育費支払いオプション」の相談等がある 	<ul style="list-style-type: none"> 民法上, ①子の年齢, 扶養義務者の収入が高いほど扶養料は多い, ②ドイツ連邦司法・消費者保護省が2年毎に命令によって定める最低扶養料に基づいて算定, ③児童手当は控除 	<ul style="list-style-type: none"> ①義務者の月々の課税所得, ②訪問権・宿泊権の態様(制限的, 平均的, 交代居所から選択), ③子の数に基づいて算出される ホームページでは, ①から③までを入力して算定できる 	<ul style="list-style-type: none"> 基本原則は, ①子には離婚前と同一水準の養育環境を維持するのが望ましい, ②親は, 現在の所得がなくとも, 最小限の子の養育費について責任を分担する 標準養育費に, 子どもの人数, 居住地, 高額の治療費等の要素を考慮して加減算する
E: 具体的な算定金額の例 ●算定基準表又は養育費計算機による ●義務者の年収は約300万円と想定	<ul style="list-style-type: none"> 子ども1人(10歳), 義務者の給与年収300万円, 権利者の給与年収150万円 →養育費月額20,000~40,000円 収入以外の保有財産は原則考慮しない 	<ul style="list-style-type: none"> E・子ども1人, 年収27,000ドルの場合(所得パーセント方式)→養育費月額382.5ドル(約42,000円)[分担金を加算] 収入には, 労災補償, 失業手当等, 様々なものが含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> E・子ども1人, 年収19,800ポンド, 子どもが週1~2泊の場合→養育費月額169.68ポンド(約25,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども1人(6~11歳), 月収1900ユーロの収入層 →養育費月額[児童手当等差引後]341.5ユーロ(約44,000円) (1)ドイツ民法では, 資産も扶養義務のために使用することが原則, (2)では収入のみを基準とする 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども1人, 義務者の親の月収(所得税控除前)1900ユーロ, 訪問権・宿泊権は平均的の場合 →養育費月額180ユーロ(約23,000円) 条文上, 養育費の額の算定に父母の資産も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども1人(6~11歳), 義務者の平均月収270万ウォン(60%), 権利者の平均月収180万ウォン(40%) →養育費月額[標準養育費額の60%+10%]749,760ウォン(約72,000円) 条文上, 養育費の額の算定に父母の資産状況(保有財産)も加減算の要素とされる
F: その他(収入資料の入手法等)	<ul style="list-style-type: none"> 調査嘱託の制度あり 民事執行法による義務者の財産開示, 金融機関等の第三者からの情報取得手続あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収入情報に係る離婚法の原則による一般的な開示ルール, 家庭裁判所に定められた収入情報に係る開示手続あり 一定の制度を利用した場合, 州等のデータベースを活用して非監護親の収入等の情報を収集することが可能 不開示の場合, 法廷侮辱罪等の制裁あり 	<ul style="list-style-type: none"> 養育費支払額を算定するため, 歳入関税庁と連携し, 給与・資産・貯蓄や投資など, 親の複合的な収入に関する情報を収集することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 民法に, 請求による収入・資産についての情報提示義務規定あり 家事事件手続法に, 支払可能額の申告, 事情の通知, 証拠資料提出の規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> 民法典に裁判離婚の手續に関し, 当事者は, 養育費等を定めるために有益な情報を開示すべき旨の規定, 民事訴訟法典に裁判所の求めに応じて税務関係書類等を提出して資力等を証明すべき旨の規定のほか, 裁判所による情報収集等の規定あり 	<ul style="list-style-type: none"> 家事訴訟法による財産明示制度及び財産照会制度あり 財産照会結果等の目的外使用罪あり 養育費履行法による財産調査の規定あり

※1 ニューヨーク州 ※2 イングランド及びウェールズ

※※ 円換算レート: 7月16日現在

[暫定版] いわゆる7か国調査報告書や他の公表資料等を参考に作成